

1. 件 名：京都大学研究用原子炉（KUR）の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和4年10月12日（水） 16時30分～16時50分
3. 場 所：原子力規制庁 8階北会議室
4. 出席者：
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
教授 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
資料：京都大学研究用原子炉（KUR）設工認（中央管理室の機能移転、
火災対応機器・放送設備の設置）

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	から
0:00:06	今から京都大学P R 執行に今日関係の企業の件に関わるヒアリングの方、
0:00:13	もうヒアリング始めたいと思います。そうしましたら、説明ポイントを絞って説明の方をよろしく願いたします。はい、長大のカマエでございます。資料ヒアリング資料として今日の日付で10月10日付のパワーポイントの横書きのものを用意してございましてそれに従って、簡単にご説明申し上げます。今回、
0:00:32	一つのもう一つの大きなテーマなんですけど、
0:00:36	ちょっと前半にはですねこそ、本件に対するこれまでさ、3回ですか。
0:00:42	審査会合を、
0:00:44	いや、2回ですね、審査会合をしていただきました。それもちょっとできるといことでどういう説明をしてどういうコメントがあつてそれについて我々どう対応してきたかというところを、
0:00:54	その1回2回として書いてございまして、前回、
0:00:58	2回目、中身について、概ね妥当と、了承ということで、今後はヒアリングでという話になって、我々そういう回答を終えた上でですね補正、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:09	準備をしなければいけないということで、その中で、今回もそうですけど やっぱこの案件については、許可基準規則、あと技術基準規則、それぞれのそれぞれの適合性というのは非常に大事だということで、
0:01:21	ちょっと我々の対応が少しまずいところがいっぱいあったんですけど も、最終的にはお認めいただいてきたわけですけど、ただその中でです ね少し補正をする形でしょうという、その資料を作る中でですね1点だけ。
0:01:35	ちょっと我々今までこうこうこうだと思ってたもん作ったりしてちょっと と変更したいと、いうことで、それが4ページに書いてございまして、 中央監視盤、これいろんな機能があります警報であったり、いろんな操 作であったりですねその中に、
0:01:49	そこで成瀬浄水のこれ、
0:01:52	浄水設備や分析の放射線測定装置というこれは設工認を受けたものなん ですけど、この警報も中央管理室に今持ってきてる警報でございまして、 最初はですね、この技術基準規則の適用対象条文としては31条。
0:02:06	第1項の第3号、
0:02:08	これは一番最後につけてございますけども放射線管理施設と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:13	これはなぜかという、その下に理由を書いているんですけども、当初このセットに受けたときに、これは、
0:02:20	ハード物作りと、あとの傾向も含めての、その設工認でして、本来は 41 条もいるかもしれません。要するに、ものづくり話だったのでこれ 30 放射線管理施設としての、
0:02:32	設工認だったということで 31 条をリファーしてたもんですから、今回も、単に警報だけだということなのに、31 条を、をそのまま使ったもんですから、
0:02:42	これは今回の中央監視盤の機能というのはもう警報の機能だけで、分析装置そのもののあれでもないの、そうすると、31 条じゃなくて、やはり警報
0:02:55	機能ということで 41 条の第 1 項に修正をしたいということで今回
0:03:02	この今回のヒアリングに
0:03:04	至ったところでございます。それでそこが伸び書いてまして、あとはちょっと少し参考に、今までの経緯が 5 ページ目は、その 31 条の
0:03:14	1 台 1 個、3 号、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:16	これを中央監視盤にも関係するとしてたんですけども、これを改めたい ということで、
0:03:23	それとそのさらに 31 条のところにも分析装置のことが書いてあったん ですけどそれを、前回 5 月の 32 ヒアリングでは、少し我々気が付い て、
0:03:33	41 条に変えたいという、もうすでにこういうことを出してたんですけど も、今回改めて、そういう修正をしたいと、いうことで今日、今日
0:03:43	ご説明した申し上げたところでございます。
0:03:47	保守がいきますと、一つの警報装置の適用条文を 31 条から 41 条に、修 正をしたいと。これ
0:03:56	前回の
0:03:58	審査会合で、31 条というふうに
0:04:02	言ってたもんですから、今回、それを正式に改めたいということでござ います。以上でござい
0:04:09	ありがとうございます。何かございますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:13	規制庁の加藤です。今回の変更の内容についてはP4 ページ目に書かれている内容かなと思っているんですが、こちらのやはり審査会后資料なので、
0:04:26	タイトルの次のページですねまず
0:04:32	今までの経緯としてこうなっていたものに対して、変更が生じたことからかっていう、今回要するに志賀会合を開くのにあたって、
0:04:42	どういう方向があったから開くんです。
0:04:46	それでもっと言うのであれば、第1回の審査会合のときには、今回のをしたい31条の放射線管理施設については、ペケにしていたわけですよ ね。
0:04:59	それが第2回の審査会合では0になって、それを今回修正したいので、 今回まず開くものっていう、まず今回審査会合、
0:05:12	大平9Pですね、そこをまずバシッと書いて欲しいなと思います。
0:05:17	はい。
0:05:19	それでですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:21	今回の資料の2ページの3ページ目においては、1回目の審査会合のコメント、それとあと3ページ目ではそのコメントに対して答えたよっというふうにあるんですけども、
0:05:35	ここについてもですね、その審査会合の説明の表とかの一部を抜粋したり、こういうような形で説明してます。
0:05:43	ですのもっと詳しく言うと、5ページ目みたいなところの内容を第2回のところにつける。
0:05:52	そういうような、そういうようなイメージで、ここをこういうふうに書いています。
0:05:58	ていうことをしていただきたいと思います。
0:06:01	それとですね、これちょっと資料の説明のしやすさという観点で、今回、この第31条の放射線管理施設の、
0:06:11	該当のものっていうのがこの中水分析を、放射線測定装置になっていて、ここについてはですね、実際に、
0:06:20	測定器がどこにあって、その何か表示器っていうんすかねモチヅキっていうんすかね、鈴木がどこにあって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:32	それで警報っていうのがどこにあるっていうそういうポンチ絵をですね、ぜひ書いて欲しいなと思ってるんですね。
0:06:39	共同のカマエです。
0:06:41	藤原の方から何か
0:06:44	そこに出した何か、
0:06:47	ですか。わかりました
0:06:52	ポンチ絵ですね。そうです。そうです。
0:06:55	要するに今回ちょっとあまりですね今回の内容とは直結する内容ではないんですけど、この純粋分析の測定装置っていうものが、そもそもどういようなもので構成をされていて、
0:07:10	警報がどこにあります。
0:07:14	それでこれって簡単に言うと第 31 条では、放射線管理施設ではなく、第 41 条で警報ですよっていうからには、
0:07:25	放射線管理施設で見べき範囲と、警報装置で似た範囲っていうのはどこですかっていうのがわかるような形にしていきたいなと思っていて、そのためにはそのポンチ絵っていうのが必要になってくると考えています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:47	それでこの4ページ目のところには所々書いてあるんですけど、
0:07:55	方向の理由ですね。
0:07:57	もともとの考えはどうだったんですかここには書いてあるのは、もともととった、設工認では31条で見ていたんですよ。だからそうしていました。
0:08:08	だけど今回の測定って、ここが今回の申請に関しては傾向だけ、
0:08:13	ですので49条です。そこの変更の理由があって、
0:08:18	そういうところを、バシバシ橋というふうに記載してもらえれば、おそらくなんですけど、
0:08:28	このページで言う567っていうのはそんなに必要じゃないんじゃないかなというふうに思っています。8ページ目の技術基準規則は絶対にあつた方がいいと思います。
0:08:40	只野カマエでございます。
0:08:43	ご出席いただいた567は、もうあえて必要じゃないという理解で理解できますので、その前段にこの内容、これのまさに非常に市場のいろいろ紆余曲折があったんですけど、その理由、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:58	もあって、それを我々最終的に判断したものを、担保するためにはその設備のハード的なことというものを作りポンチ絵で見せて、はい。そういう意味で
0:09:10	これが分離されて、最終的には41条だけですよという、そういうようなものをちょっと作って、入れたいと。それを効力ならば特に使い切らないということなんで、
0:09:20	そっちの方に少し指名をされ、
0:09:23	作り直して、
0:09:25	すいません、ミサワがちょっとごめんありがとうございます。先ほど言いましたように、2ページ目とこの3ページ目で、こちらのこれまでの就任時の安全を載せているんですが、
0:09:38	これはどうでしょうか、もしかすると今のお話ですと、これないなくて、純粹なところだけで、
0:09:46	に絞った方がわかりやすいのかなっていうふうに思ったんですが、話ですと、いかがでしょうか。そうですか。正直ですね、今回の話は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:58	ところに流れがいけば、全然第1回会議から分ける必要もないかもしれませんが、第2回のところで、コメントを踏まえた回答でこういうふうになったんですという説明ですっきりするかもしれません。
0:10:12	そこはご説明のしやすさで選んでもらえればいいかと思います。
0:10:18	ちょっと検討して、あまりやっぱり重要視されて、3ページ、4ページ目以降、4ページが一番重要なところで、そうですね肉付けするとう。はい。
0:10:30	波多野カマエです。今回許可基準との適合性ちゅリスクの結局遅いというところが一番のテーマだったので、そういうところのいろんな議論の中で出てきた。
0:10:41	その上を教育すると思うんですね。こっちからこう言ってこうほどたっているのも、そういうところ適合性が強く求められて当然これは言って当然の話なので、ちょっと今、
0:10:51	前のところこういう形じゃなくてやっぱそういうそこは伝播がないといけない。
0:10:55	何とかっていうのはちょっとあれかなと思ったんで、やっぱりその適合性についての議論が非常に大きかったので、やっぱそこの話はちょっと前

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>ふりをした上で、そうですね、その議論の中で最終的に我々こうしたい というような、ちょっと</p>
0:11:08	<p>整理をしていますけど、</p>
0:11:10	<p>今のこの構成だと、何を最初説明するのかなっていうのがポカンとしち ちゃうと思っていて、やはり一番最初に何があったからこういう説明をす るんだっていうのが必要になってくる。</p>
0:11:23	<p>表題のカマエです。ちょっと私はこれさ、後でちょっと追加したんです けどやっぱりその、</p>
0:11:29	<p>その適合性の話をですねいうために、ちょっと過去に2回でどんな議論 があったのかって、そこにはやっぱり大きくやっぱ適合性の問題が非常に 我々のちょっと</p>
0:11:39	<p>十分な検討できなかった部分もあってですね、長引いたので、というこ とでちょっとそ、口頭ではその辺だけをしゃべった上で、と思ってたん ですけど、紙落としちゃうと、</p>
0:11:50	<p>ちょっとそういうあれもあるので、その次に、要するに、4ページにま ず繋がるような、</p>
0:11:57	<p>イントロを少し考えてます、考えてます。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:03	結構重要になってくるのがやはりポンチ絵現状どういう構成になってるかっていうところだと思います。はい。わかりましたそれは
0:12:12	しております。
0:12:23	私からは印象ですが、何かございますか。
0:12:32	何かございますか。
0:12:40	規制庁の鈴木ですちょっとさ、
0:12:43	7 ページ目 2、
0:12:46	比較ですね、今回これ当時の江藤商人の藤雪子場所抜粋になってるんですけども、
0:12:55	ここで設計上要求事項に対する確認事項ということで炉、重水の漏えいを検知した場合は、
0:13:02	K r 専用そういう主要管室で異常の発生を表示できることってあるんですけど、
0:13:09	そもそもこの紙の資料をつけた理由というか、何ですか。そうですね最終的な 41 条なので、もう、当初 2 階云々のときに 31 条っていうのはですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:22	設工認だったときに、これ浄水分析放射線測定装置という形でセットになったときに、当然技術基準の情報対応ということで、この 27 条っちゃうのは昔の設工認の話で今で言うその放射線管理施設ということで、31 条なんですけど、
0:13:38	その時にですね、当然ハード的な話だけじゃなくて中間の傾向も合わせて書いてあるのに 31 条だけ。
0:13:46	こうしてたんですね。それで我々は今回は警報だけなのに、
0:13:50	本来だと、その
0:13:52	形だけの部分を切り取るべきだったのに、もともと県方も入った形で 27 条に入ってたので、
0:13:58	それでは一応 31 条。
0:14:00	という形に少し誤記してしまったと。
0:14:03	これよく考えてみると、やっぱり警報等本体とは切り離しすることができるの、設工認時はもう一緒に、
0:14:10	形で申請をして、その情報対応 27 条の放射線管理施設だけだと思うんですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:16	ちょっとそこはやっぱり警報だけになると、そこはやっぱり放射線施設 じゃなくて、やっぱりその警報
0:14:23	監視、
0:14:24	いうところの情報の方が、条文の方が適用させるべきかなということで やったということで、これは、ここに載せたのは、その31条にしたの は、
0:14:35	全く何もなしに、受注者にそういうことはないですよということだけ の話ですよ。ですからもう今回、これもなくしますので、そういう話は もう特に表に出しませんけども、
0:14:46	もともと31条にした理由としてはこういう背景がありましたと。これ 朽木じゃないんですけども。
0:14:52	ちょっとそういうふうにご理解いただけたらと思います。すみません。
0:14:55	規制庁望月です。ちょっと整理すると、この当初は27条で警報も含 めた形でしか記載することができなくて、今はもう参事、31条と41条 で分かれてて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:10	今回は 41 条が、その後段の赤で赤線を書いてあるところの発生、異常の発生を表示できる、これ以上の発生を防止できるってことは、都計法という理解でよくて、
0:15:22	41 条できたんで今回はそれを分分解じゃないんですけど、付すという理解で、31 条今回バツでっていう。そうですね表題のカマエです。言い方、多分近いんですけど
0:15:33	この本体をさわるわけじゃないので、警報装置そのものをですね、ちょっと警報の部分だけの話なので、そうすると、もっと警報という 41 条がやっぱり、
0:15:45	やっぱり適合させる条文じゃないかなと。本体もさわるのであれば、当然、両方とも入れなきゃいけなかったけど、ちょっとそこを我々も
0:15:56	繰り返しますけど節項のときに、
0:15:58	27 条、
0:16:00	だけでその旧法もすべてひっくるめた形でやったもので、
0:16:03	ちょっとそこは少し、
0:16:05	最新のそういうものをちゃんと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:08	あれしてなかったというところでちょっと反省はあるんですけども、それで今回、ちょっといろいろ2転3転しましたが、
0:16:15	最終的に我々判断の人がこう書いたり、
0:16:18	趣旨はそういうところ、
0:16:20	わかりましたじゃ。
0:16:21	じゃあなおさらですねさっきのポンチ絵でどこが値がこう11条40以上っていうのをわかるようにした方が多分会合にも説明しやすいと思うんで、
0:16:31	ちょっとその資料の充実をお願いしたいと思います。カマエでございますはい、了解します。また作成して、また一度また、
0:16:42	お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。はい。
0:16:51	そっか、何か。
0:16:56	浄化槽部ですけども、
0:16:58	衛藤。
0:17:00	前回ヒアリングでお伝えしたかと思ってますが、審査会合で説明した中身が変わるのであれば改めて会合の場で説明してもらう必要がありますといったところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:11	今回この 31 条の変更の部分の説明をいただくってことなんですけど、
0:17:15	衛藤さんと一条 8 月の会合では丸にバツから 0 にしてたっていうところで、今、参考でつけて、5 ページ目ですかね、この表の部分のほかに、
0:17:25	31 条の適合性説明みたいな形の、
0:17:29	申請書の補正方針的なもの。
0:17:32	もし出して、
0:17:35	いる。
0:17:36	であればですね、それも、
0:17:39	なくなりますよってというような、
0:17:42	ところの説明、要は前回出した会合資料からこの部分が変わるんですよってというのが、このマルバツだけではなくて、
0:17:50	ちゃんと
0:17:53	次回会合でも説明できるように、
0:17:57	してくださいねってところなんですけど。
0:17:59	京大の玉井です。
0:18:02	少なくとも 8 月 25 日の審査が 2 回目の審査会合で、我々バスから②、
0:18:08	でしたのはい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:14	だからそれを今回っていうのは
0:18:20	参考か何かにつけて、これは今回はお願いしますっていうそうですね。 はい。多分ここで入れた考え方が記載されているとっていて、
0:18:31	そういう理由で中央監視盤に設けますというところで 31. 入れてたんだ けれども、ポンチ絵なんかを示しながら、改めて整理してっていうところでの説明をいただければと思います。
0:18:44	以上です。はい。
0:18:51	他ありますか。
0:18:59	はい。こちら側からの確認は以上となりますが京都大学の方から何かございますでしょうか。特にございません。なるべく早く、
0:19:09	修正をして、ご提供したいと。
0:19:12	また審査会合よろしく願いいたします。
0:19:29	うん。
0:19:32	他いいですかね。
0:19:34	佐藤です。
0:19:36	別件となりますが、第 21 条の安全設備のところ、第 1 項第 4 号火災 の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:47	ところで、前回までのヒアリングにおきましては、こちらの方から、ここがもともと除外になっていたものを、適合対象条文でしたという形で0にしていたというふうに理解しているんですけど。
0:20:03	こちらの方でもちょっと整理をさせていただきました。その結果、中間というものは一般かけ合って、
0:20:11	非管理区域、そういうこともあってですね、グレーデッドアプローチの適用が妥当であろうと。そうした時に、当初の炉の要求ですね。
0:20:23	そこの要求だけでいいんじゃないかっていう形等をこちらの方は整理させていただきましたので、
0:20:31	京都大学の方でも、そういうお考え方をしていけるかどうか、検討の方をお願いしたいと思います。はい。共同選果場でございます。ありがとうございます。炉というのは消化器のところだったと思うんですけど。
0:20:43	我々当社もそういう
0:20:47	考えを持ってたもんですからありがとうございますそういうふうにさせていただきます。特に問題ないと。
0:20:52	以上です。
0:20:56	今の指摘にはなっていないのかですよね。金。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:59	ちょっとよろしいですよ。
0:21:01	ということで、
0:21:02	これはOKですって送ります。はい。
0:21:06	はい。
0:21:08	じゃあよろしいか。
0:21:11	そうでしたら本日のヒアリング終わりにしたいと思います。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。